



2025年12月19日

## 各 位

会社名 メディカル・データ・ビジョン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 博之  
(コード番号：3902 東証プライム)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長 小倉 健次  
(TEL. 03-5283-6911)

(訂正)「日本生命保険相互会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年12月15日に開示しました「日本生命保険相互会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡に関するお知らせ」の一部に誤りがありましたので、お詫び申し上げるとともに、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して太字にて表示しております。

## 記

### I. 意見表明及び応募の推奨について

#### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

##### (2) 意見の根拠及び理由

###### ① 本公開買付けの概要

#### (訂正前)

(注1)「所有割合」とは、(中略)をいいます。なお、第5回新株予約権は本書提出日時点で行使期間が未到来であり、また、本新株予約権には下記「3 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 算定の基礎」の「(b) 本新株予約権」に記載の行使条件が付されているものの、対象者の現状の売上高に照らして当該行使条件を充足することは現実的に困難なため、本新株予約権が行使される見込みはありません。

#### (訂正後)

(注1)「所有割合」とは、(中略)をいいます。なお、第5回新株予約権は本書提出日時点で行使

期間が未到来であり、また、本新株予約権には下記「3 本公司買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 算定の基礎」の「(b) 本新株予約権」に記載の行使条件が付されているものの、当社の現状の売上高に照らして当該行使条件を充足することは現実的に困難なため、本新株予約権が行使される見込みはありません。

## I. 意見表明及び応募の推奨について

### 3. 本公司買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### ③ 当社が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

#### (訂正前)

(前略)

なお、当社は、(中略) 承認を受けております。また、本特別委員会は、同日開催の特別委員会において、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選任するとともに、SBI 証券及び赤坂国際から本特別委員会も専門的助言を受けることを承認しております。

(後略)

#### (訂正後)

(前略)

なお、当社は、(中略) 承認を受けております。また、本特別委員会は、同日開催の特別委員会において、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選任するとともに、SBI 証券及び赤坂国際会計から本特別委員会も専門的助言を受けることを承認しております。

(後略)

## I. 意見表明及び応募の推奨について

### 3. 本公司買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

##### ② 公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

#### (訂正前)

(前略)

公開買付者株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「② おn」

をご参照ください。

(訂正前)

(前略)

公開買付者株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

## II. 会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡について

### 3. 当事会社の概要

(訂正前)

	分割会社（当社）	承継会社（分割承継新会社）
(中略)		
決 算 期	12月	<u>12月</u>
(中略)		

(訂正前)

	分割会社（当社）	承継会社（分割承継新会社）
(中略)		
決 算 期	12月	<u>3月</u>
(中略)		

## II. 会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡について

### 4. 分割する事業の概要

#### (1) 分割する事業の事業内容

(訂正前)

P H R システムである「カルテコ」サービスの運用・管理（企業向けサービスである「カルテコ workwell」に係る部分を除きます。）

(訂正後)

P H R システムである「カルテコ」サービスの運用・管理（企業向けサービスである「カルテコ workwell」に係る部分を含みます。）